

一般社団法人函館国際観光コンベンション協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館国際観光コンベンション協会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 補助金は、函館の観光関連団体の核となっている一般社団法人函館国際観光コンベンション協会（以下「観光協会」という。）の運営費および事業費の一部を補助することにより、観光関連団体の観光プロモーション、観光客受入環境の向上等を促進し、もって本市の交流人口の拡大、地域経済の活性化を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、観光協会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般会計および企画宣伝事業特別会計に属する事業費および管理費から次に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 懇親会および飲食に係る経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄および中欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ同表の右欄に掲げる補助の割合を乗じて得られた額の合計額以内とし、市長が予算の範囲内で定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率
一般会計	事業費	2分の1
	管理費のうち人件費	10分の10
	上記以外の管理費	2分の1
企画宣伝事業特別会計	事業費	2分の1
	管理費	2分の1